

政令第 号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令（案）

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項及び第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し及び同条第一項中「少子化・青少年対策審議官」の下に「、独立公文書管理監」を加え、同条第七項中「少子化・青少年対策審議官の定数は一人と」の下に「、独立公文書管理監の定数は一人と」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 独立公文書管理監は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）附則第九条に規定する独立した公正な立場において、命を受けて、本府の所掌事務に関する重要事項のうち行政機関の長（同法第三条第一項本文に規定するものをいう。）による特定秘密（同項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書（公文書等の管理に関する法律第二条第四項に規定するものをいう。）の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措

置に関するものについての事務を総括整理する。

第二十条第三項中「四十二人」を「四十●人」に改める。

附則第五条中「第五項」を「第六項」に、「同条第七項ただし書」を「同条第八項ただし書」に改める。

附 則

この政令は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）の施行の日から施行する。

○ 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>8 7 (略)</p> <p>総括審議官の定数は一人と、政策評価審議官の定数は一人と、宇宙審議官の定数は一人と、少子化・青少年対策審議官の定数は一人と、独立公文書管理監の定数は一人と、審議官の定数は併任の者を除き十八人と</p> <p>6 2 5 (略)</p> <p>独立公文書管理監は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）附則第九条に規定する独立した公正な立場において、命を受けて、本府の所掌事務に関する重要事項のうち行政機関の長（同法第三条第一項本文に規定するものをいう。）による特定秘密（同項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書（公文書等の管理に関する法律第二条第四項に規定するものをいう。）の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置に関するものについての事務を総括整理する。</p>	<p>7 6 (略)</p> <p>総括審議官の定数は一人と、政策評価審議官の定数は一人と、宇宙審議官の定数は一人と、少子化・青少年対策審議官の定数は一人と、審議官の定数は併任の者を除き十八人とする。ただし、審議官のうち二人は</p> <p>2 5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>（総括審議官、政策評価審議官、宇宙審議官、少子化・青少年対策審議官及び審議官）</p> <p>第八条 大臣官房に、総括審議官、政策評価審議官、宇宙審議官、少子化・青少年対策審議官及び審議官を置く。</p>

する。ただし、審議官のうち二人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

(参事官)

第二十条 本府に、参事官を置く。

2 参事官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務を助ける。

3 参事官の定数は、併任の者を除き、四十●人とする。

附 則

(大臣官房審議官の設置期間の特例)

第五条 第八条(第二項から第六項までを除く。)の審議官(同条第八項ただし書の規定により置かれるものを除く。)のうち一人は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

(参事官)

第二十条 本府に、参事官を置く。

2 参事官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務を助ける。

3 参事官の定数は、併任の者を除き、四十二人とする。

附 則

(大臣官房審議官の設置期間の特例)

第五条 第八条(第二項から第五項までを除く。)の審議官(同条第七項ただし書の規定により置かれるものを除く。)のうち一人は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。